

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	名張市	スピリッツ製造免許取得にかかる最低製造数量基準の緩和	原料酒(購入)への特産農産物を利用した単式蒸留での風味付けによるスピリッツ製造	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の製造免許を受けなければならない。</p> <p>その際、一年間の酒類の製造見込数量が一定量に達しない場合には、免許を受けることができない。</p> <p>これに対し、現行の特産メニュー「特産酒類」による緩和措置により、地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、原料用アルコール、果実酒又はリキュール(以下「特産酒類」という)を製造しようとする者が、特産酒類の製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒については2キロリットルに、リキュールについては、1キロリットルに引き下げられている。</p> <p>しかしながら、特産酒類による規制緩和対象に「スピリッツ」は含まれておらず、近年、消費者の関心が高まっているスピリッツ製造への参入を困難としている。</p>	酒税法第7条第2項	<p>現行の特産メニュー「特産酒類」の対象にスピリッツを新たに加える。</p> <p>具体的には、購入した原料酒をもとに、単式蒸留方式で特産農産物の風味づけをおこなうスピリッツ製造の場合には、最低製造数量基準を果実酒(2キロリットル)あるいはリキュール(1キロリットル)並みに引き下げる。</p>	財務省	<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>構造改革特区制度においては、最低製造数量基準の特例を設けることにより、採算が取れない小規模製造者の増加に伴う滞納の発生や税務当局の実態把握の困難性など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、酒税の保全の観点も踏まえ、一定の条件を付した上で対象酒類が限定されているところである。</p> <p>今回のご提案の内容や資料では、スピリッツに該当するか等、その内容が必ずしも明らかでないことから、現行の制度で対応が可能かどうかを含め、まずは所轄の税務署にご相談していただきたい。</p>
2	神奈川県(相模原市)	農地信託の特例	<p>農業が抱える「高齢化・担い手不足」「耕作放棄地の増加」「価格競争力」の3つの課題に対する解決策の一つとして、信託制度を活用する。とくに土地持ち非農家や零細分散錯圖が目立つ都市的地域において、地域の実情に合わせた担い手の確保・育成と農地の集積・集約化を図るため、法に基づく厳格な制度であり、様々な場面で実績のある「信託」を農地にも活用し、民間の企業力を活かした農地の保全・高度利用と集落農業の振興、地域の活性化を実現する。</p>	<p>・信託関連法令に規定される受託者の厳格な責務により荒廃農地等の農業上の有効かつ適正な活用と持続的な営農活動が担保される。</p> <p>・土地改良事業等において、農業界と受託者のノウハウを相互連携・補完することで、地域に合った6次・10次産業化やスマート化など多様な農業形態・構造改革が実現できる。</p> <p>・現行制度を補完し、農業における課題解決の選択肢を増やす。</p>	農地法第3条第2項三号により、信託による農地の移転等が認められていない。	<p>【農地法第3条第2項三号】 第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。(以下略)</p> <p>三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合</p>	農林水産省	<p>1 農地法では、地主制の復活を阻止し、農地を効率的に利用する耕作者の権利取得を促進するため、農地の権利の取得に当たり、 ① 農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと ② 必要な農作業に常時従事すること 等の要件を設けています。</p> <p>2 信託を目的とする農地の権利取得は、受託者(農地の権利を取得する者)自らが耕作しないことが明らかであり、農地法の目的と相反するため、農地法上認められません。</p> <p>3 なお、御提案の件については、本年5月に改正した農業経営基盤強化促進法等において、 ① 市町村による人・農地プランの策定を法定化し、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿(目標地図)を明確にした上で、 ② 農地バンクを活用した場合に農家負担ゼロとなる基盤整備事業等の支援を講じつつ、農地バンクを通じた農地の集約化等を進める こととしておりますので、これらの取組を御活用いただければと思います。</p>